

平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 黒 田 電 気 株 式 会 社
代 表 者 取締役兼代表執行役社長 細川 浩一
(コード番号 7517 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画室長 笹野 克広
(電話番号 03-5764-5500)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 2 日に当社の大株主である株式会社レノ（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長 福島啓修。以下「請求人」といいます。）より平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 82 期定時株主総会における議案について株主提案を受けておりましたが、同年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、同提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 株主提案の内容及び理由

(1) 株主提案の内容

取締役 1 名選任の件

議案の要領は、別紙に記載のとおりです。なお、別紙は、請求人（注）から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

（注）請求人である株式会社レノは、株式会社オフィスサポート、野村（旧姓村上）絢氏及びその他 2 名の個人株主と当社株式を共同保有しており、平成 29 年 3 月 29 日付けで、5 名連名にて当社株式についての大量保有報告書を提出している株主であります。

(2) 株主提案の理由

提案の理由は、別紙に記載のとおりです。なお、別紙は、請求人から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

2. 株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、請求人による株主提案に係る議案に反対いたします。

3. 反対理由について

請求人は、請求人が指名する社外取締役 1 名の選任を求めており、その理由として、（1）経営統合の推進の必要性、（2）コーポレートガバナンス改善の必要性、及び（3）株主還元の不十分

性を主張しています。当社は、指名委員会等設置会社というコーポレートガバナンスを重視する機関設計を採用しており、取締役候補の指名に際しては、指名委員会の決定が必要です。請求人は今回の株主提案に至るまでに、自らが指名する候補者を会社提案の候補者として追加することを当社に対して再三にわたり要望した上で、最終的に株主提案をされたという経緯がございました。そこで、当社内では、請求人による当初の要望段階から、指名委員会が複数回にわたり慎重な検討を重ねるとともに、指名委員会による候補者の面談も実施した上で慎重に検討を重ねて参りました。当社取締役会は、この指名委員会による検討結果を踏まえた上で、以下の理由により、請求人が指名する候補者を社外取締役の候補者として追加的に選任することは、当社の株主の皆様のメリットにはならないと判断し、請求人による株主提案に係る議案に反対するとの結論に至りました。

(1) 反対理由その1

請求人による第1の提案理由は、経営統合の推進の必要性とのことであり、社外取締役に期待する役割として「社外取締役としての本来の使命に加え、経営統合の推進について実質的な議論を行うため」という点を指摘しておりますが、社外取締役には、全ての株主のために、かつ、中立性をもってモニタリング機能を発揮することが期待されているはずで、請求人の主張するように、あえて「経営統合の推進」の議論に踏み込むため、との理由で社外取締役の追加選任が求められるとすれば、これは、社外取締役が特定の株主（請求人と共同保有関係にある株主を含みます。）からの意向を強く受ける状態が継続する可能性すら惹起し、コーポレートガバナンスの基本的要諦である一般少数株主の利益が適切に確保できなくなるリスクが極めて高いと判断されました。

当社は、当社の企業価値を高めていくための施策には、様々な選択肢があると考えております。その一環として、当社は過去5年間（平成23年度から平成27年度）で、既存事業の拡充や新規事業の創出のためのM&Aや合弁会社の設立等のため約250億円を費やしております。これらは、グローバルネットワーク構築や投資先の設備増強等を目的としたものであり、いずれも当社グループの企業価値の向上に大きく貢献しているものです。

しかしながら、請求人の提言にある「売上規模の拡大」や「規模の利益の追求」を第一次的な目標とするような施策が当社の事業特性にそぐわない点については、平成27年8月開催の臨時株主総会の前後より継続的にご説明しておりますが、請求人にはご理解いただけなかったようです。請求人の提言にある「メガ・ディストリビューター」像が日本の電子部品業界全体にとって有益である可能性を当社は否定しませんが、当社がその中心となるという構想については、当社のビジネスモデルを破壊し、当社のユニークな事業特性をよく理解して投資して下さっている株主のみならず、当社グループの取引先、従業員の当社への期待に反する結果につながるリスクが非常に高いと当社では判断しました。

(2) 反対理由その2

請求人は、コーポレートガバナンス改善の必要性を第2の理由として、平成27年8月開催の臨時株主総会における株式会社C&I Holdings（代表取締役 野村絢氏）及び株式会社南青山不動産（代表取締役 野村絢氏）からの株主提案に対する当社従業員団体による反対声明文の問題を挙げています。この点については、当社は関係者の処分と再発防止策の策定に加えて、上場大企業での企業監査の経験が豊富な独立社外取締役の追加選任と監査委員長就任による監査体制の強化など、十分な対応を進めております。また、再発防止策の進捗状況を、東京証券取引所へ開示するとともに当社ホームページにも開示させていただくなど、ガバナンスに関する管理・監督状況の透明性を高めながら、適切なガバナンス体制の構築を進めております。このように、当社は、これまで以上にガ

バランス体制の強化・充実に努めており、また、それを実践することの重要性への当社役職員の理解も高まっております。従いまして、請求人が指摘する状況は、現在の当社での管理・監督体制には当て嵌まらず、さらなる社外取締役候補者1名の追加選任については、その必要性が乏しいといえます。

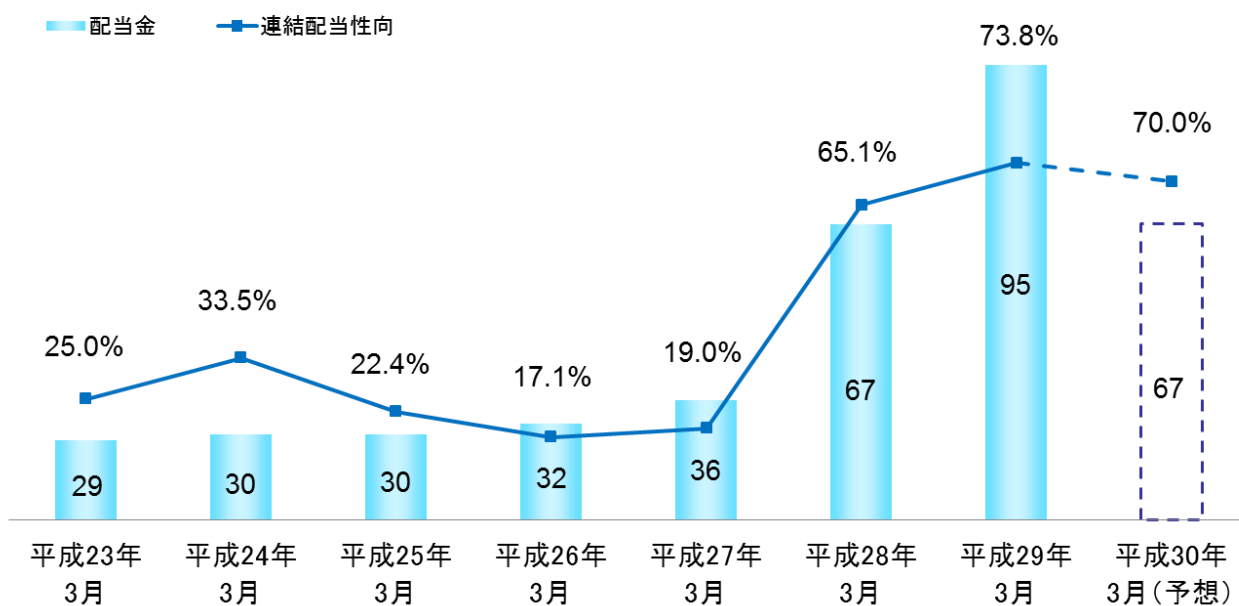
(3) 反対理由その3

請求人は、第3の理由として、当社の株主還元の不十分性を主張し、自己株式取得による株主還元強化を進めること、具体案としても今期中に300万株（総額80億円）程度の自己株式取得を実施するために、請求人が指名する社外取締役1名の選任を求めています。これは特定の大株主が社外取締役という本来独立性を有すべき人材を通じて、具体的な経営判断に介入することにつながります。当該要請内容は短期的な資本効率改善効果をもたらすのみの施策と判断でき、当社が掲げる「株主にとっての収益性、将来の事業拡大、会社の財務体質の強化を総合的に考慮した上で、長期的視野に立った安定的な成果配分を継続する」という株主還元の基本方針、中期経営計画の基本方針とも合致しないため、中長期の株主利益との一致が難しいと判断しました。また、特定の大株主である請求人が提案する候補者が本提案理由をミッションのひとつとして当社取締役会に入り、株主還元、とりわけ自己株式取得に関する議論を主導するような状況は、著しい利益相反の可能性を否定できないと考えております。当社の株主還元方針と実績については以下のとおりであり、今後の戦略的投資と、構造改革によって営業利益率改善を目指す資本生産性の向上策とも整合性の高いものと考えております。なお、当社としては配当と自己株式取得を組み合わせた総還元性向における競争力向上について否定的ではありませんので、今後も適切なタイミングにて自己株式の取得を検討して参ります。

【株主還元方針（平成27年7月10日公表）の内容】

- ① 「親会社株主に帰属する当期純利益」の50%相当分に対しては配当性向30%とし、70%は成長投資に振り向けます。
- ② 「親会社株主に帰属する当期純利益」の残り50%相当分に対しては、その時点の経済情勢や当社の資金需要を総合的に判断して、配当性向を50%～100%の間で決定いたします。

【株主還元の実績】



以上の理由により、当社取締役会は、今回の請求人の提案による候補者を社外取締役の候補者として追加的に選任することは、当社の株主の皆様のメリットにはならないと判断いたしました。

以 上

【議案の要領】

取締役1名の選任を提案します。取締役候補者は、次のとおりです。

〔氏名〕

安延 申 (やすのべ しん)

〔生年月日〕

昭和31年2月5日

〔略歴及び他の会社の代表状況〕

昭和53年4月 通商産業省入省

平成9年7月 同省機械情報産業局 情報処理振興課長

平成10年7月 同省機械情報産業局 電子政策課長

平成15年4月 ウッドランド株式会社代表取締役社長

平成19年1月 フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役社長

平成21年6月 S Gシステム株式会社代表取締役社長

平成28年4月 一橋大学商学部商学研究科大学院（ビジネススクール）客員教授（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔所有する当社株式数〕

0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
安延申氏は、電子部品業界やIT業界に関する広い知見と経験を有していること、会社経営に関する高い見識を有していることなどから、当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

【提案の理由】**1 経営統合の推進の必要性**

提案者は、当社においてM&Aや他社との戦略提携などを活用して外部資源を積極的に取り込みながら成長を志向してもらいたいとの強い思いを持っております。特に日本の電子部品商社業界は、海外と比較すると売上高3000億円以下の企業が乱立しており、グローバル競争が加速していく中、その競争力を向上するためにも、流通の要として規模の利益を追求すべく構造改革が必要であると強く感じております。

当社がメガディストリビューターと呼ばれる海外の電子部品商社と同様に売上規模を拡大し、規模の利益と経営資源の活用における成長を追求するためには、当社と経営統合シナジーが見込まれる会社との経営統合が必須であるところ、現在の当社取締役会は、他社との経営統合に消極的であり、経営統合の推進について、提案者が提案したにもかかわらず、取締役会において具体的な検討や実質的な議論がなされているようには見受けられません。

経営統合の推進が当社の利益にとって有益か否かという観点からの実質的な議論すらなされていない現状は、株主の共同利益に反するものといわざるを得ず、社外取締役としての本来の使命に加え、当社の取締役会において経営統合の推進について実質的な議論を行うため、ひいては当社の企業価値を向上させるために、前記【議案の要領】記載の取締役1名の選任を求めるものです。

2 コーポレートガバナンス改善の必要性

平成27年8月21日に開催された当社の臨時株主総会に先立つ、同年8月5日、当社は「自生会従業員一同」を名義人とする「声明文」と題する書面が当社ホームページに掲載されました。この声明文は、上記臨時株主総会において株主から提案された取締役選任の件に「強く反対する意思を表明」したものでした。しかしながら、当該声明文は、当社の執行役など一部の関係者により作成されたものであって、自生会や

従業員一同が作成したものではなく、これらの名義を冒用した偽造私文書でした（以下、これを「従業員声明文捏造事件」といいます。）。

従業員声明文捏造事件については、社外調査委員会による調査も行われ、その結果、当該事件の首謀者については、私文書偽造罪及び偽造私文書行使罪並びに偽計業務執行妨害罪といった犯罪が成立しうること、また、虚偽記載のある参考書類等の利用禁止を定める金融商品取引法に違反し、あるいは会社法上の善管注意義務の責任も生じることが指摘されています（「従業員声明文問題に関する社外調査委員会」が当社監査委員会に提出した平成27年11月27日付調査報告書）。

それにもかかわらず、当社が現在公表している取締役候補者のほとんどは、従業員声明文捏造事件が発生した当時の取締役です。会社の最高決議機関である株主総会においてこのような事件が起こったこと自体、極めて重大な問題ですが、加えて、従業員声明文捏造事件は、従業員による内部告発がなされ、これを受けて株主が調査をした結果発覚したものであり、発覚後も、社外調査委員会が捏造の事実を認定するまで、当社は取締役会において捏造の事実を確認した旨を公表することすらしませんでした。このような当社の姿勢は、コーポレートガバナンスの著しい欠如を示しています。

さらに、当社は、捏造の事実を内部告発した従業員について不当な人事を行い、その後、監査委員会の判断によってその不当な人事が撤回されたとの経緯もございました。監査委員会の判断により撤回されたとはいえ、そのような不当な人事が実行されたということは、従業員声明文捏造事件に対する真摯な反省がなく、コーポレートガバナンスの欠如は解消されていないと評価せざるを得ません。

前記の経営統合の推進に加え、コーポレートガバナンス改善のためにも、前記【議案の要領】記載の取締役1名を社外取締役として選任することを求めます。

3 株主還元が不十分であること

平成29年3月期第3四半期決算短信によれば、当社は平成28年12月31日現在の四半期連結貸借対照表上、有利子負債は約7億円に過ぎないのに対して、約203億円の現預金及び約38億円の投資有価証券を保有しており、既に十分な現金及び現金類似資産を保有しております。当社においては、ある程度の増配は実施しましたが、上記の現金等の保有状況を考えると、当該増配のみでは株主への還元として不十分なものと言わざるを得ません。また、上記のように多額の現預金等を保有するのではなく、自己株式の取得を積極的に行うことで、資本効率を高める努力をするべきです。

具体的には今期中に300万株（総額80億円）程度の自己株式取得を行うことで、資本効率を改善し、ひいては株主価値の向上に努めるべきです。

このような自己株式取得による株主還元を実施するためにも、前記【議案の要領】記載の取締役1名を社外取締役として選任することを求めます。

以 上